

国別情報整理シート(暫定版)
(ニカラグア)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000 [※]	2001-2005	2006-	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
侵入リスク	生体牛の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国						
			カナダ						
			その他(メキシコ)					98	98
		合計	データ無し	データ無し	0	0	98	98	
		暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
	米国								
	カナダ								
	その他(メキシコ)						98	98	
	合計	データ無し	データ無し	0	0	98	98		
※)1999年以前のデータは提出されていないため、1996-2000年の期間については、2000年のみの数値である。									
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国						
			カナダ						
			その他()						
		合計	データ無し	データ無し	0	0	0	0	
		暴露要因となった可能性のあるMBM	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
	米国								
	カナダ								
	その他()								
	合計	データ無し	データ無し	0	0	0	0		
※)1999年以前のデータは提出されていないため、1996-2000年の期間については、2000年のみの数値である。									
侵入リスク	動物性油脂の輸入	輸入実績	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
			米国			440	8,670	1,071	10,181
			カナダ			20	870	501	
			その他()						
		合計	データ無し	データ無し	460	9,540	1,572	10,181	
		暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国						
			欧州(中程度汚染国)						
			欧州(低汚染国)						
	米国				440	8,670	1,071	10,181	
	カナダ			20	870	501			
	その他()								
	合計	データ無し	データ無し	460	9,540	1,572	10,181		
※)1999年以前のデータは提出されていないため、1996-2000年の期間については、2000年のみの数値である。									
侵入リスク	輸入規制の概要・遵守状況等	<p>[生体牛] [MBM] [動物性油脂]</p> <p>1998年 BSEおよびスクレイピー発生国からの、反すう動物およびリスクのある製品・副製品の輸入の禁止。 BSE発生国からの、反すう動物飼料用の肉骨粉の輸入の禁止。</p> <p>2004年 と畜時に30ヶ月齢未満の動物の、舌、心臓、腎臓、唇のみの輸入可能。衛生当局の認可を受け、GMP(適正製造規範)、SSOPおよびHACCPを実施する工場からのものに限る。 動物用飼料は、OIEによりBSEリスクがないと判断されているもの、または反すう動物のタンパク質を使用していない製品であることの認証を受けているものに限り輸入可能。</p> <p>動物および製品の輸入は、外来疾病のリスクのない国からのみ許可されている。 第三国を経由してこれらの動物が輸入されることを防ぐため、原産国の検疫衛生証明書および動物の原産地を示す証明書の提出要請などが義務づけられている。 動物あるいは動物製品の輸入および入国は、農畜産防疫局(Animal Quarantine Department)が承認をおこなっている。</p>							

暴露・増幅リスク	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制(2.1.1)	2001年 牛への牛由来の肉骨粉、骨粉、肉粉あるいはこれらを含む飼料の給与禁止
		飼料給与方法(2.2.1.1)	記載無し
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無(2.2.1.3)	記載無し
		飼料製造施設(2.2.2.1)(2.2.2.3)	記載無し
		飼料給与に関する規制の遵守状況(2.2.3.1)	記載無し
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況(2.2.3.3)	記載無し
		飼料サンプリング(2.2.4)	記載無し
		牛由来のMBMを給与されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)	記載無し
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量(2.3.1.1)	肉骨粉製造施設は4箇所
		レンダリング処理方法(2.3.1.1)	記載無し
		交差汚染防止対策(2.3.1.1)	記載無し
		レンダリング規制(2.3.2.2)	2001年 牛由来の肉骨粉及び肉粉の133℃以上、20分の処理を義務付け。
	SRMの利用実態等	SRMの定義(2.3.1.1)	記載無し
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態(2.3.3.2)	記載無し
		SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法(2.3.3.3)	2001年 係留中に死亡した動物、と畜前またはと畜後の検査で不合格となった動物、不合格となった枝肉、枝肉部分、脳、せき髄の焼却を義務付け。
その他	牛以外の動物のTSE発生状況(2.4.1)	記載無し	
	国内防疫規制(2.4.2)	記載無し	

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1)	<p>総数 3,300,000頭</p> <p>(内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>種雄牛</td> <td>77,880 (2.36%)</td> </tr> <tr> <td>2歳以上の雄牛</td> <td>192,230 (5.83%)</td> </tr> <tr> <td>2歳以下の雄牛</td> <td>373,230(11.31%)</td> </tr> <tr> <td>繁殖雌牛</td> <td>813,780 (24.66%)</td> </tr> <tr> <td>乳の出なくなった牛</td> <td>428,340 (12.98%)</td> </tr> <tr> <td>2歳以下の雌牛</td> <td>372,240 (11.28%)</td> </tr> <tr> <td>未経産牛</td> <td>220,440 (6.68%)</td> </tr> <tr> <td>肉用子牛</td> <td>427,680 (12.96%)</td> </tr> <tr> <td>子牛</td> <td>394,350 (11.95%)</td> </tr> </table>	種雄牛	77,880 (2.36%)	2歳以上の雄牛	192,230 (5.83%)	2歳以下の雄牛	373,230(11.31%)	繁殖雌牛	813,780 (24.66%)	乳の出なくなった牛	428,340 (12.98%)	2歳以下の雌牛	372,240 (11.28%)	未経産牛	220,440 (6.68%)	肉用子牛	427,680 (12.96%)	子牛	394,350 (11.95%)
	種雄牛	77,880 (2.36%)																		
	2歳以上の雄牛	192,230 (5.83%)																		
	2歳以下の雄牛	373,230(11.31%)																		
	繁殖雌牛	813,780 (24.66%)																		
	乳の出なくなった牛	428,340 (12.98%)																		
	2歳以下の雌牛	372,240 (11.28%)																		
	未経産牛	220,440 (6.68%)																		
	肉用子牛	427,680 (12.96%)																		
	子牛	394,350 (11.95%)																		
実施対象及び実施範囲 (3.2.1.1)	<p>サンプリングは、優先順位に基づき、以下の状態にある月齢24ヶ月以上の牛に対し、月齢や品種にかかわらず行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経症状を示す成牛(特にこれまで感染病あるいは外傷性の疾病の罹患を示していないもの) ・原因不明で死んだ成牛 ・生産寿命を終えてと畜された健康な成牛 ・と畜された幼牛 <p>2000年1月1日より2007年7月まで、1017件の牛のサンプルがBSEの診断を受け、全てが陰性だった。 48%が民間のと畜場あるいは市町村のと畜場で通常のと畜の際に採取された。 18%は死体で発見された牛から採取したもので、何らかの神経障害を示していた。 残る34%は緊急に処分された個体からのものである。(3.2.1.1(4))</p>																			
カテゴリー別の年間母集団(2006年) (3.2.1.1)	<table border="0"> <tr> <td>通常と畜牛</td> <td>360,777頭</td> </tr> <tr> <td>死亡牛</td> <td>回答不可</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故によると畜牛</td> <td>回答不可</td> </tr> <tr> <td>臨床的に疑われる牛</td> <td>4,112頭</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>364,889</td> </tr> </table>	通常と畜牛	360,777頭	死亡牛	回答不可	不慮の事故によると畜牛	回答不可	臨床的に疑われる牛	4,112頭	合計	364,889									
通常と畜牛	360,777頭																			
死亡牛	回答不可																			
不慮の事故によると畜牛	回答不可																			
臨床的に疑われる牛	4,112頭																			
合計	364,889																			
サーベイランスの概要・成績	<p>OIRSA圏でのBSEの発生を懸念し、OIRSA加盟国にBSEが持ち込まれた場合に、より迅速にBSEを発見できるよう、疫学サーベイランスプログラムを作成することが義務付けられた。</p> <p>OIEコードに定められた以下に述べる基準は、ニカラグア国内で約9年前から履行されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BSEの症状に類似する病理学的症状を示す全ての牛の報告と検査の義務。 ・獣医師、生産者および牛畜産従事者に向けた継続的な認知プログラム。 ・OIRSAが制定したサーベイランスプログラム。月齢24ヶ月を超える母集団では、奨励されるサンプルサイズに達している。 ・解剖学者および病理学者に対し技術の向上と完成の機会となる診断技術の育成。 ・疫学サーベイランスを担当する技術者がBSEの特徴を知り疑い例においては調査を行うための技術育成。 																			
サーベイランス計画の策定根拠 (3.2.1.1)	<p>1999年、反すう動物がBSEに感染していないことを示すため、ニカラグアの疫学サーベイランスプログラムが開始された。</p> <p>本プログラムは神経症状を呈する牛を検出するものであり、農場及びと畜場において、そのような牛からサンプルを採取し、検査機関に送付する。</p> <p>神経性の症状を示した個体からサンプルを採取した例の多くが、麻痺性牛狂犬病やバベシア病に相当する症状を示すが、送付されたサンプルは全て診断し、結果が判明するまで管理しておくべきだと考えられる。</p>																			
疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制 (3.2.1.1)	<p>1999年、反すう動物がBSEに感染していないことを示すため、ニカラグアの疫学サーベイランスプログラムが開始された。</p> <p>本プログラムは神経症状を呈する牛を検出するものであり、農場及びと畜場において、そのような牛からサンプルを採取し、検査機関に送付する。</p> <p>神経性の症状を示した個体からサンプルを採取した例の多くが、麻痺性牛狂犬病やバベシア病に相当する症状を示すが、送付されたサンプルは全て診断し、結果が判明するまで管理しておくべきだと考えられる。</p>																			
サーベイランスの成績 (3.2.2)	<p>詳細は、回答書本体 3.2.2「サーベイランスの成績」を参照</p> <p>(2007年)</p> <table border="0"> <tr> <td>通常と畜牛</td> <td>13頭</td> </tr> <tr> <td>死亡牛</td> <td>43頭</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故によると畜牛</td> <td>46頭</td> </tr> <tr> <td>臨床的に疑われる牛</td> <td>0頭</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>102頭</td> </tr> </table>	通常と畜牛	13頭	死亡牛	43頭	不慮の事故によると畜牛	46頭	臨床的に疑われる牛	0頭	合計	102頭									
通常と畜牛	13頭																			
死亡牛	43頭																			
不慮の事故によると畜牛	46頭																			
臨床的に疑われる牛	0頭																			
合計	102頭																			
検査手法	<p>試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法 (3.2.3)</p> <p>個体の月齢は、各個体が生まれた農場あるいは牧場に保管されている各個体の出生記録を確認して行う。</p> <p>検査材料採取手法 (3.2.4)</p> <p>神経性症状を示す個体、歩行困難の個体、多様な死因を伴う死亡個体からサンプルを採取している。</p> <p>サンプル採取方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体をスタンニングする。 ・頭部を除去し、小型の斧、のこぎりで頭蓋腔を開く。 ・脳が見える。 ・脳の表面を覆う髄膜を切除する。 ・必要であれば頭部を旋回させながら慎重に神経組織を取り出す。 ・門を含む大脳幹。 ・サンプルは原型を保ち無傷で保管する。 ・研究施設に送る。 <p>検査手法 (一次検査、確認検査)</p> <p>ブラジルのパンアメリカン口蹄疫センター(Pan-American Foot-And-Mouth Disease Center)で使用されている組織学的方法、免疫組織化学検査を行っている。</p> <p>クロモゲンAECを用いた毛細現象技術の組織病理学的診断、およびモノクローナル抗体を使用した脳とリンパ組織のPrP-Scの標準試験手順を使用。</p> <p>検査施設は一箇所。</p>																			
BSE認知プログラム・届出義務等 (3.3)	<p>BSE認知プログラムは約9年前から実施。</p> <p>BSEが正式に法定伝染病に指定されたのは、1998年1月26日。</p>																			

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ (1.1)	2007年7月に開始。11月までに6,000頭が登録済み。 各生産者は、牛の出生、農場での個体識別、耳標番号、移動情報、および摂餌歴に関する全ての情報を、農牧省のトレーサビリティ技術者の監督下において、保護と動物衛生の一般指令DGPSA-MAGFORIに従った方法で記録する。 と畜場での全ての個体の月齢は、歯列により判定している。
	と畜頭数 (1.2)	(2006年) 30ヶ月齢以上の健康と畜牛 約28万頭
各と畜処理 プロセス	と畜場の概要	{と畜場数}(2007年現在) 4施設 {と畜場の食肉検査官・獣医官数} 食肉検査官 26名 獣医官 6名 {食肉処理場数} 4施設 {食肉処理場の食肉検査官数・獣医官数} 食肉検査官 7名 獣医官 4名
	と畜前検査 (2.3)	と畜前に全ての個体において行う。適度の安静の後に、異常な状態や疾病が検出されないかを判断する。 異常、疾病あるいは傷害が診断された個体は全て高リスクとされる。
	と畜場でのBSE検査 (2.4)	と畜場ではサンプル採取のみを行い、施設外にある研究所の係官が分析を行う。 神経性症状を示す牛、歩行困難牛、多様な死因を伴って生前検査中に死亡した牛の全てからサンプルを採取している。
	スタンニング (2.5)	スタンニングはと畜場4施設全てで行われており、キャプティブピンの装填された自動ピストルを使用している。これは、牛の頭蓋腔に空気を注入しない。
	ビッシング (2.6)	不明(スタンニングに関する記載となっている。)
	SRMの除去 (2.7.1)	(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか はい。電源を切り、せき髄片を取り除いている。 (2)回収したせき髄片の処理状況 月齢30ヶ月を越す個体のせき髄組織は、SRMと表示のある容器に集められ、緑のインクで変性された後、廃棄処理される。 (3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか はい。使用すごとに180° F(約82.2°C)以上の湯で洗浄し滅菌される。 (4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか。なお、除去している場合は、除去方法について記載 背割り後、せき髄組織を全て除去している。 (5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか はい。せき髄組織を除去した後、枝肉を1つ1つ200PSIの高圧水で洗浄している。 (6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか はい。検査官は、各溝にせき髄片が付着していないことを冷却前に確認している。 (7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理方法の内容 ニカラグアにおいてと畜し背割りを行う方法は、唯一で無二である。 (8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか 全ての認定施設において、背割りは内臓摘出後に行われる。 (9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか ニカラグアにおいて、認定された施設では、せき髄片を取り除くための吸引法は使用されていない。
		[頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部の処理] ・月齢30ヶ月を超える個体の頭蓋、脳、三叉神経節、せき髄、眼などの特定危険部位は除去され、と畜場内で廃棄処理される。 ・頭部、せき髄、回腸遠位部はと畜場内で廃棄される。月齢30ヶ月を超える個体のせき柱については骨抜きあるいはせき柱加工などの場所で廃棄される。
		[頭部(扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか] すべての危険部位は、SRMと記された容器に入れ、緑のインクで変性して廃棄している。
SSOP、HACCPに基づく管理 (2.8) (3.4)	ニカラグアで承認されている全ての牛と畜施設は、SSOPおよびHACCPプログラムを導入し、完全に遵守している。 また、これらのプログラムは、ニカラグア共和国農業食品部の食肉検査サービスが、管理、検証、査察を行っている。 と畜場では、下記の重要管理ポイントが導入されている。 ・枝肉への腸内容物、糞、あるいは乳の侵入を絶対に許さない。 ・抗菌処理:枝肉に2%濃度の乳酸。 ・24時間冷却後の枝肉の温度は45° F以下(約7.2°C)であること。 BSEに関連した工程中のコントロールポイント ・家畜を受け取る際に歩行困難な個体を管理。 ・頭部検査の際に月齢を決定。 ・頭部検査の際に扁桃、頭蓋骨、脳、目の除去。 ・第一胃切除の際に回腸を除去。 ・背割り後にせき髄を除去。 ・脱骨作業の際にせき柱と背根神経節を除去。	

食肉等の リスク	食肉及び 機械的回収肉 (MRM)	行われていない。(法律で禁止されている)
	内臓 (4.2)	<p>[扁桃] 頭部検査区域において、全と畜を担当する専門作業員(1名)が、口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃を除去し、緑のインクで変性した後、廃棄している。 公認食肉検査官が扁桃の除去を確認し、特定様式に記録している。</p> <p>[回腸遠位部] 内臓摘出の後、腸から第一胃を切離す場所において、回腸が除去され廃棄される。 公認食肉検査官が回腸の除去を確認し、特定様式に記録している。</p> <p>[内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無] 牛の内臓の管理は、製造・SSOP・HACCP適正実務マニュアルおよび品質管理マニュアルに示されている。</p>
その他	日本向け輸出の 付加的要件等	記載無し